

東大和市内で 創業する方を 東大和市商工会 が応援します!!

家賃補助を 行います!

東大和市商工会では、東大和市と連携して創業支援に取り組んでいます。

創業における不動産契約の際には、前払家賃・共益費・管理費・敷金・礼金・保証金・仲介手数料等の用意が必要であり、創業希望者にとって大きな負担となっています。

商工会ではそうした創業初期の負担を軽減し、東大和市中で事業を始めていただくことにより地域商工業の活性化を図るため、家賃補助を行うことといたしました。

令和7年度の
申込締切は

9月30日(火)



東大和市観光キャラクター
「うまべえ」

東大和市商工会

令和7年度「東大和市空き店舗活用事業 創業支援 家賃補助」募集要項（概要）

1. 支援件数： 創業予定者、令和6年9月以降の創業者 3件程度
2. 補助内容： 1件あたり上限20万円の家賃補助（不動産契約書及びその支払事実に基づいて支出）
3. 申込要件： 次の各号に掲げるものとする。
 - （1）小売業及びサービス業・建設業・製造業等の経営者として創業を目指しているまたは既に創業している者で、年齢が20歳以上であること。
 - （2）① 創業予定者（令和7年12月末までに不動産契約が可能な方）
② BusiNestインキュベーション施設入居者の方
③ 令和6年9月以降に創業した方
 - （3）創業を目指している場合は、本社登記及び対象となる主たる事業所所在地を東大和市内に予定していること。また既に創業している場合は、本社登記及び対象となる主たる事業所所在地が東大和市内にあり、当該事業所の賃貸料を支払っていること。
*親会社、子会社、グループ企業等関連会社（資本関係のある会社・役員を兼務している会社等）との契約、及び事業役員、従業員、事業主の家族・親族等との契約は除く。
 - （4）既に創業している事業の支店の開設でないこと。
 - （5）申込者が直接経営する事業であること。（他者への委託は不可）
 - （6）創業を目指している場合は創業後に、既に創業している場合は申込時に、東大和市商工会へ加入すること。
 - （7）補助適用期間内において家賃の支払確認書類等の提出ができること。
 - （8）補助適用期間内の経営データの提出ができること。
 - （9）組織及び経営形態は法人、個人、NPO法人、共同経営等とする。
4. 申込方法： 申込書（様式1）と事業計画書（様式2）（様式2-2）に必要事項をご記入の上、申込者の顔写真を添付して東大和市商工会へ提出。書類は商工会ホームページからダウンロードして入力可能。なお、提出書類の返却は行いません。
5. 申込締切： 令和7年9月30日（火） *郵送の場合は必着
6. 選考方法： 申込書類の内容を確認し、10月に商工会職員が日程調整の上、申込者全員に現況調査及び事業計画聴取を行います。委員会において申込書類及び調査・聴取結果を基に選考審査を行い、11月中旬頃、申込者全員に選考結果を通知いたします。
*東大和市、商工会連合会等の創業塾修了者には選考時に加点あり。
*審査の経過・結果に関するお問い合わせには一切応じません。
7. 交付方法： 以下のとおり交付いたします。
 - ① 東大和市内貸店舗物件の前払家賃・共益費・管理費・敷金・礼金・保証金・仲介手数料等の不動産契約時支払金額を補助（最大10万円）
⇒ 必要書類を商工会へ提出いただき、その後商工会が速やかに指定口座へ振込
 - ② 市内店舗の家賃・共益費の不動産賃借料補助（駐車場代を除く）
契約家賃月額50%（上限2万5千円）を補助開始後、最長4ヶ月補助（最大10万円）
月額家賃補助対象期間は、令和7年12月分～令和8年3月分の4ヶ月分
⇒ 2ヶ月に1回、必要書類を商工会へ提出いただき、その後商工会が速やかに指定口座へ振込
8. 補助打切： 以下の場合は、家賃補助を打ち切らせていただくことがあります。
また、申請内容と実際の事業内容に齟齬があった場合は、補助の返還を求めます。
 - ① 期間中の撤退、及び1ヶ月以上にわたる長期休業の場合。
*休業期間中は、補助を停止する場合があります。
 - ② 申込と異なった事業内容であった場合。
 - ③ 東大和市商工会を退会した場合。
 - ④ その他、申込者の状況を考慮し、東大和市商工会が打ち切りの決定をした場合。
9. 事業主体【問合せ先】： 東大和市商工会 〒207-0015 東京都東大和市中央3-922-14
TEL 042-562-1131（担当：田頭）